

『水野健の宅建士 合格ブリッジ一問一答』

お詫びと訂正のお知らせ

2021年8月20日

株式会社中央経済社

本書において、下記のとおり誤りがございました。読者の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、本書をご利用くださいますようお願い申し上げます

訂正箇所	(誤)	(正)
p. 13 11行目	善意の時は契約を取り消すことができない。	本人が 善意の時は契約を取り消すことができない。
p. 28 2行目	買主は損害賠償請求ができる。	常に 買主は損害賠償請求ができる。
p. 269 8行目	→ <u>700万円</u> です。	→ <u>1,000万円</u> です。